

# 滝上町立滝上中学校 部活動に係る活動方針

## 1 方針策定の趣旨等

- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的かつ効率的・効果的に行われる必要がある。

## 2 活動の方針

- (1) 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化活動、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質・能力の育成を図る。
- (2) 学校教育の一環として行われる部活動は、生徒の多様な学びや経験の場として、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係を構築し、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める。
- (3) 部活動を実施する上で、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合いや様々な体験を充実させ、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長を図る。

## 3 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 学校教育目標等を踏まえ、本方針に則り、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定、見直し、確認する。

イ 各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成・提出する。

また、部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。

ウ 校長は、上記イの各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

エ 校長は、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

イ 部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議等）を定期的に設ける。

#### 4 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、以下を基準とする。
- ア 学期中は、毎週2日以上以上の休養日を設定する（平日は少なくとも1日、土曜日又は日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。))。
  - イ 学校閉庁日は休養日とする。また、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう務める。
  - ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
  - エ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。
- (2) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫も行う。
- ア 定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設定すること。
  - イ 週間、月間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。

#### 5 活動における相談・要望窓口

- 本校の部活動に係る相談・要望窓口は、下記のとおりである。
- 【相談窓口】 ◆滝上町立滝上中学校 教頭      Tel 0158-29-2103